

公 告

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 朝倉 啓介

次のとおり一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
食器洗浄及び清掃作業役務
- (2) 規格等
仕様書のとおり
- (3) 履行場所
自衛隊札幌病院

2 入札実施要領

別紙第1「自衛隊札幌病院における食器洗浄及び清掃作業役務競争入札実施要領」

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

- (1) 自衛隊札幌病院総務部会計課契約班
- (2) 自衛隊札幌病院ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>

4 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金
免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金
免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

5 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

6 その他

- (1) 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
- (2) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (3) 入札会場への入室は、入札時間の１５分前から可能とする。
- (4) 入札に関する問い合わせ先
自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：小山）
TEL：０１１－５８１－３１０１（内線：４２４３）
FAX：０１１－５８１－３１２１
- (5) 仕様書に関する問い合わせ先
自衛隊札幌病院診療技術部栄養課（担当：佐藤）
TEL：０１１－５８１－３１０１（内線：４３９０）
- (6) 公告掲示場所及び期間
 - ア 掲示場所
 - (ｱ) 自衛隊札幌病院総務部会計課、札幌駐屯地北部方面会計隊、真駒内駐屯地第３２５会計隊、島松駐屯地北海道補給処調達会計部、札幌商工会議所
 - (ｲ) 自衛隊札幌病院ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>
 - イ 掲示期間
令和３年１月６日（水）～令和３年１月２０日（水）

自衛隊札幌病院における食器洗浄及び清掃作業役務競争入札実施要領

1 趣 旨

本要領は、自衛隊札幌病院における食器洗浄及び清掃作業役務の部外委託（以下「本委託業務」という。）に係る競争入札に必要な手続き等について定め、競争入札の透明性及び公正性を確保するとともに、契約の適正な履行に資することを目的として定めるものである。

2 本委託業務の内容

仕様書のとおり

3 契約期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までとする。

4 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。

ア A、B、C、D等級に格付けされた者

イ D等級に格付けされた者は、当該入札に係る役務と同等以上の仕様の役務を実施した実績等を証明できる者とし、証明の提出は令和3年1月15日（金）12時00分までに自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：小山）に持参又は郵送すること。

- (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (6) 自衛隊札幌病院（以下「官側」という。）における食器洗浄及び清掃作業役務に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。

5 入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和2年度予算が成立することを条件とする。

- (1) 仕様書の配布

令和3年1月6日（水）以降、次の場所において配布する。

ア 自衛隊札幌病院総務部会計課契約班

イ 自衛隊札幌病院ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>

(2) 入札説明会

一同に会しての説明会は実施しない。ただし、現場確認を希望する者は、令和3年1月6日（水）から令和3年1月15日（金）の間で実施するので、希望日の前日までに自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：小山）に連絡することとし、個別に対応する。

(3) 入札関係書類提出

ア 提出書類

(ア) 資格審査結果通知書

平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果の写し

ただし、平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）の競争参加資格については、申請中で、当該通知書を受けていない場合は、更新に係る申請中であることを証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続完了後、資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。

(イ) 労働保険、厚生年金保険等の納入証明書

(ウ) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a 実施態勢

- (a) 業務従事者の配置
- (b) 管理態勢及び連絡態勢
- (c) 従業員の教育研修態勢

b 食品衛生管理

- (a) 衛生管理態勢
- (b) 衛生事故への対応

c 過去の5年における同種契約における履行状況

- (a) 不履行内容（減額されたものも含む。）
- (b) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策

イ 提出期限

令和3年1月14日（木）17時00分

ウ 提出方法

自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：小山）に持参又は郵送すること。

(4) 入札関係書類の確認

第4項に掲げる入札参加資格を確認し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、確認に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うことがある。

(5) 入札参加資格に係る確認結果の通知

令和3年1月15日（金）までに電話、FAX又は郵送にて通知する。

(6) 入札・開札

ア 時 期

令和3年1月20日（水）11時00分

イ 場 所

自衛隊札幌病院1F カンファレンスルーム

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

エ 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：小山）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第4項第3号の資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和3年1月19日（火）17時00分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和3年1月20日（水）食器洗浄及び清掃作業役務 入札書在中」

オ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。

(7) 落札者の決定

本要領第4項に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、総額が当課所定の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

また、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。

この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

(8) 業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申し出ることができる。

(9) 契約書の作成（契約締結）

ア 全 般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

イ 落札者の提出

(ア) 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(イ) 提出方法

自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：小山）に持参又は郵送すること。

ウ 契約書の作成（契約締結）時期

令和3年4月1日

エ 様式

陸上自衛隊標準契約書

オ 付帯する特約条項

(ア) 談合等の不正行為に関する特約条項

(イ) 暴力団排除に関する特約条項

(ウ) 部分払に関する特約条項

カ その他

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）のうち、債権譲渡に関する事項及び瑕疵担保に関する事項について、防衛省内の規則改正がなされる予定であり、令和3年4月1日に適用する標準契約書の改正が必要な場合、改正された標準契約書を基準として契約変更するものとする。

6 委託費の支払い方法

- (1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適性に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- (2) 官側は、仕様書に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第2号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、次項第3号に規定する「違約金」に該当する場合は、月々の委託費から相殺できるものとする。

7 委託費の減額等

(1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない、又は仕様書に基づき適性に役務が履行されないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から前項に定める勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し1週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領について（通達）」（陸幕会第1147号（27.12.2））第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。

(2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生等により履行しない場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額

食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費
調理する食数誤り（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒の発生により履行しない場合を除く。）	10%～20%（※） ×前号の減額分
食中毒の発生（食事への異物混入含む。）	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない又は改善計画が遵守されない場合	3%～10%（※）× 1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※ 割合は契約担当官等が設定する。

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合、並びに前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

8 本委託業務の引継ぎ

受託者は、令和4年4月1日以降本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが令和4年3月31日までに完了するよう協力しなければならない。

9 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合